

年 月 日

様

堺 市 長 印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に
適合しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録については、次の理由により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しないと判断しましたので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 4 項の規定により通知します。

記

申請住宅の 所在地	
申請住宅の 名称等	
理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。